

佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第五十六号

佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則の一部を改

正する規則

佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和二十八年佐賀県
規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「については、A、B及びCの三等級（土木一式工事にあつ
ては特A、A、B及びCの四等級、舗装工事にあつてはA及びBの二等級）」を
「のうち次の各号に掲げる種類の建設工事については、それぞれ当該各号に定
める等級」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 土木一式工事 特A、A、B及びCの四等級
- 二 建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事、とび・土木・コンクリー
ト工事、鋼構造物工事及び塗装工事 A、B及びCの三等級
- 三 舗装工事、機械器具設置工事及び電気通信工事 A及びBの二等級

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。